

## 令和3年度の後期高齢者医療の保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっております。令和2年度からの保険料率に変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置について、変更されます。**令和3年度の保険料額は、令和3年7月中旬頃に通知する予定です。**

### 後期高齢者医療保険料の内訳

<b>年間保険料額</b> (限度額64万円) ※100円未満切捨て	=	<b>均等割額</b> 被保険者一人当たり 43,100円	+	<b>所得割額</b> (総所得金額等 - 43万円) × 8.38%
--	---	-------------------------------------	---	---

●均等割額の軽減措置（世帯主および被保険者の総所得金額等の基準額・軽減割合が変更されます）

令和2年度			令和3年度		
世帯主および被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額	世帯主および被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
33万円	7.75割	9,697円	43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円	7割	12,930円
被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各所得がない場合	7割	12,930円			
33万円 + 28万5千円 × 被保険者の数	5割	21,550円	43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 28万5千円 × 世帯の被保険者数	5割	21,550円
33万円 + 52万円 × 被保険者の数	2割	34,480円	43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数	2割	34,480円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった者 (制度加入後2年間のみ適用)	5割	21,550円	後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった者 (制度加入後2年間のみ適用)	5割	21,550円

※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。

- 一定の給与所得者（給与収入55万円超）
- 公的年金等に係る所得を有する方  
(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)

### 保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介していますのでご参照ください。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

■問合せ先：秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155  
 総務課 ☎018-838-0610  
 ホームページ URL : <http://www.akita-kouiki.jp/>

## チャレンジする事業者を応援します！ 令和3年度補助制度のお知らせ

### ■新たな事業を始めたい（創業支援・新規事業支援）

#### 八峰町雇用創出支援事業（法人・個人）

**対象** 新規事業開始（創業）に取組み、町民1名以上を常用雇用して行われる事業

**対象経費・補助率・限度額**

- ・雇用奨励費 常用労働者（65歳未満の町民）の賃金 1名 30万円 3名まで 2年間
- ・創業支援費 創業に要する初期費用 対象経費の1/2（上限100万円）

#### 八峰町起業チャレンジ応援事業（個人）

**対象** 新たに起業する個人事業主（開業から2年以内）、または新分野の事業を開始する個人事業主

**対象経費・補助率・限度額**

減価償却資産（機械器具類・事業用建物・改築費等）※乗用車（3・5ナンバー）は対象外。  
 減価償却費として計上した金額に耐用年数に応じた係数を乗じた額（上限50万円×3年）

**その他** 白神八峰商工会の指導を受け、事業計画書を作成する必要があります。

### ■新たな設備を導入したい（設備投資支援）

#### 八峰町生産性向上等支援補助金（法人・個人）

**対象** 生産性を向上させる設備・機械の導入

**対象経費・補助率・限度額**

- (1) 新分野参入・新商品生産のための設備・機械 対象経費の 30%（上限100万円）
- (2) 既存事業強化のための設備・機械 対象経費の 15%（上限 30万円）

### ■商品の開発やリニューアル・PRしたい（商品開発・販路拡大支援）

#### 八峰町地域資源活用商品開発等支援補助金（法人・個人）

**対象** 地域資源（地場産品）を活用した新商品の開発、既存商品改良、宣伝・販路開拓

**対象経費・補助率・限度額** 試作材料費、パッケージデザイン費、外注費等、看板、のぼり等販促グッズ作成費、展示会等参加費（ブース代・旅費等） 対象経費の 1/2（上限10万円）

### ■専門家からアドバイスを受けてみたい（専門家派遣支援）

#### 八峰町地域産業活性化専門家招聘事業補助金（グループ・団体）

(1) 講演会事業

**対象者** 八峰町に拠点を有し、3者以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体

**対象・補助率・限度額** 講演会・セミナーの実施、講師謝金、旅費（交通費・宿泊費）等  
 対象経費の10/10（上限10万円）

(2) 専門家派遣事業

**対象者** 八峰町に拠点を有し、2者以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体

**対象・補助率・限度額** 課題解決に向けた専門家による診断や助言等の集中的支援を受ける事業、講師謝金、旅費（交通費・宿泊費） 対象経費の10/10（上限10万円）

### ■資格を取得しキャリアアップしたい（資格取得支援）

#### 八峰町資格取得支援事業（個人・事業所）

**対象者** 八峰町に住所を有する65歳未満の方、従業員等の資格取得にかかる費用を負担した事業所

**対象・補助率・限度額** 国家資格・検定等（普通自動車免許は除く）資格取得に必須となる講習等の受講料、受験料、登録料 対象経費の1/2（上限 個人10万円、事業所20万円）

◎詳細につきましては、町ホームページに掲載いたしますのでご覧ください。また、ご不明の点は産業振興課までお問合せください。 ■問合せ先 八峰町産業振興課 ☎76-4605